

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成22年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、480者程度が見込めます。

平成22年1月20日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘

1. 業務概要

(1) 業 務 名 平成22年度 浜松河川国道道路情報管理業務(電子入札対象案件)

(2) 業務目的 本業務は浜松河川国道事務所において、安全で円滑な道路交通を確保するため、道路情報の収集及び各種監視装置・観測装置の監視、関係機関・関係者への連絡、道路利用者への情報提供などの道路情報の管理を閉庁日及び平日の昼夜を問わず継続して実施するものである。

(3) 業務の内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・道路情報の収集及び提供(道路情報板等操作含む)
- ・他機関との情報交換
- ・各種の監視装置及び気象観測装置の監視、事象発生時におけるCCTVによる状況把握
- ・観測及び記録データの整理保存

(4) 本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。

- ① 専門的な技術力を活用し、本業務を的確に実施するための提案について
- ② 本業務における守秘性、中立・公平性の確保について

(5) 履行期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日を予定している。

(6) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

(7) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

(8) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の対象業務である。

2. 競争参加資格

2-1. 基本的要件

入札参加希望者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 21・22 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-2. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

(1) 業務実施体制に関する要件

- ・ 競争参加資格確認申請書を提出する者は、中部地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- ・ 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す業務（平成21年度完成予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務（河川又は道路）、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務。

2-3. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者

- ・技術士（総合技術監理部門一建設又は建設部門）
- ・道路管理支援士
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者の資格を有する者
- ・RC CM（シビルコンサルティングマネージャー）またはRC CMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者
- ・道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者

(2) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

予定管理技術者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成21年度完成予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向、又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理補助業務（道路）

類似：以下のいずれかの実績

- ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（道路）

- ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工
を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、土木設計業
務（道路）、調査検討・計画策定業務（道路）、管理施設調査・運用・点検業務（道
路）、土木工事の監理技術者

（３）手持ち業務量

- ① 平成２２年４月１日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が４億円未満かつ手
持ち業務の件数が１０件未満である者であること。

ただし、平成２２年４月１日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る
建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務があ
る場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が２億円未満かつ手持ち業務の件数
が５件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が５
００万円以上の業務をいう。

- ② 本業務の履行期間中は当該配置管理技術者の手持ち業務量が①に示す金額及び件
数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。
その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、
当該配置管理技術者を、以下の１)から４)までのすべての要件を満たす技術者に交
代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であって
も、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- １) 当該配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ２) 当該配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ３) 当該配置予定管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去５年
間の同種業務における業務成績が７５点以上である者
- ４) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配
置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

- ③ 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定
管理技術者とは別に、以下の１)から４)までのすべての要件を満たす担当技術者を
１名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該
業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実
績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置
することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第６条第９号
の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするも
のとする。

- １) 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ２) 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ３) 過去５年以内の同種業務で業務成績が７５点以上の業務における業務管理者と

しての経験を有する者

- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2-4. 競争参加資格確認申請書に対する要件

(1) 技術提案書の記載内容

競争参加資格確認申請書に添付する技術提案書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- ②落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

- ③上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

①評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

価格評価点の配分点は30点とする。

③技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記1）、2）、3）の評価項目毎に評価を行い、技術

評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- 1) 予定技術者の経験及び能力
- 2) 実施方針等
- 3) 評価テーマに対する技術提案

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

④技術評価点における評価基準

- 1) 予定管理技術者
 - ・資格
 - ・専門技術力（同種及び類似業務の内容）
 - ・情報収集力
- 2) 実施方針等
 - ・業務の理解度
 - ・実施体制
- 3) 評価テーマ
 - ・的確性
 - ・実現性

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒430-0811 静岡県浜松市中区名塚町266
中部地方整備局浜松河川国道事務所経理課
電話 053-466-0112
FAX 053-466-0124

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書の交付期間：別表①のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、競争参加資格確認申請書の作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができ

ない場合は、4.（1）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

（3）競争参加資格確認申請書を提出できる者の範囲

競争参加資格確認申請書を提出する時において、上記2-1.（1）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者又は申請中の者とする。

（4）競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

・提出期間：別表②のとおり。

・提出先：4.（1）と同じ。

（5）ヒアリング

①以下のとおり配置予定管理技術者に対してヒアリングを行う。

1）実施期間：平成22年2月18日～平成22年2月23日

2）ヒアリングの時間は別途通知する。

②ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について確認を行う。

1）配置予定管理技術者の経歴について

2）配置予定管理技術者の業務実績について

3）業務の着眼点・実施方針について

4）評価テーマについて

（6）競争参加資格確認の通知日

競争参加資格確認の有無の通知は別表③の日を予定する。

（7）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により浜松河川国道事務所経理課まで持参すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

5. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1)に同じ。

(7) 直接的雇用関係

予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

(8) 本業務にかかる落札決定は、平成22年4月1日とするが、当該業務にかかる平成22年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本件入札にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものである。

(9) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには開札の日において一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。

なお、平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を開札の日まで認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

(10) 詳細は入札説明書による。

別表

①	入札説明書の交付期間	平成２２年 １月２０日から 平成２２年 ３月 ８日まで
②	競争参加資格確認申請書等の 提出期間	平成２２年 １月２１日から 平成２２年 ２月 ９日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	競争参加資格確認通知の日	平成２２年 ２月 16 日
④	入札書の受付期間	平成２２年 ３月 ５日 10 時 00 分から 平成２２年 ３月 ８日 16 時 00 分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	開札の日時及び場所	平成２２年 ３月 ９日 11 時 30 分 浜松河川国道事務所入札室